

広報資料

2024（令和6）年3月21日
花園大学

懲戒処分の公表について

花園大学は、社会福祉学部教授（女性・61歳）に対し、3月19日付けで、減給の懲戒処分を行ったのでお知らせいたします。

教授が、ハラスメント相談員として知り得た相談者の秘密を他に漏らし、ハラスメント相談業務を公正・公平、適正・適切に行わないばかりか、教授として学生指導を適切に行わなかったことは、極めて遺憾であり、花園大学就業規則（昭和59年4月1日制定）第28条第1項第6号に該当する。

よって、同就業規則第27条第2号に定める減給の懲戒処分としたものである。

付記

本件に関する行為の詳細については、相談者のプライバシーを侵害したり、相談者に対して二次被害を与えるおそれがあることなどから、公表を差し控えます。

〈附属資料〉

花園大学就業規則（抜粋）

花園大学個人情報の保護に関する規程

花園大学ハラスメントに関するガイドライン